

静岡県告示第683号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条の規定に基づき、松崎町において平成23年3月25日付け県公報第2278号告示第208号により指定した次に掲げる土砂災害警戒区域を解除する。

令和5年11月24日

静岡県知事 川勝平太

- 1 区域の名称
 - 上ノ山土砂災害警戒区域
 - 立田土砂災害警戒区域
 - 鉦所沢土砂災害警戒区域
 - 嵯峨野土砂災害警戒区域
 - 皆糶A土砂災害警戒区域
 - 木止場土砂災害警戒区域
 - 皆毛土砂災害警戒区域
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊

=====

静岡県告示第684号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、松崎町において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和5年11月24日

静岡県知事 川勝平太

- 1 区域の名称
 - 上ノ山土砂災害警戒区域 上ノ山土砂災害特別警戒区域
 - 立田土砂災害警戒区域 立田土砂災害特別警戒区域
 - 鉦所沢土砂災害警戒区域 鉦所沢土砂災害特別警戒区域
 - 嵯峨野土砂災害警戒区域 嵯峨野土砂災害特別警戒区域
 - 皆糶A土砂災害警戒区域 皆糶A土砂災害特別警戒区域
 - 木止場土砂災害警戒区域 木止場土砂災害特別警戒区域
 - 皆毛土砂災害警戒区域 皆毛土砂災害特別警戒区域
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
- 3 区域の表示

次の図のとおり

- 4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県下田土木事務所及び松崎町役場産業建設課に備え置いて縦覧に供する。）